

保険 WG52-2

解約返戻金の審査について

平成 21 年 5 月 22 日

金融庁

保険商品の審査について

● 保険商品の認可申請または届出にかかる必要書類 **事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書** (以下: 基礎書類)

- ⇒ 基礎書類における記載事項が審査基準に適合しているかどうかを審査 (保険業法第5条第1項第3号、第4号)
- ⇒ これらの基準に基づき基礎書類の審査を行うに際しては、「保険会社向けの総合的な監督指針」における「保険商品審査上の留意点等」に記載された事項に留意

基 礎 書 類	書類名	記載事項	法令上の審査基準
	事業方法書	<p>〔規則第8条〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類 ○保険料の収受 ○特約事項 ○保険約款の規定による貸付け等 	<p>〔法第5条第1項第3号〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険契約の内容が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること ○保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないと ○保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること ○保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること
	普通保険約款	<p>〔規則第9条〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険金の支払事由 ○保険契約の無効原因 ○保険者の義務の範囲を定める方法及び履行の時期等 	<p>〔規則第11条〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内閣府令で定める基準 ○保険契約の内容が、保険契約者等の需要及び利便に適合した妥当なものであること等
	保険料及び 責任準備金 の算出方法書	<p>〔規則第10条〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険料の計算の方法に関する事項 ○責任準備金の計算の方法に関する事項 ○返戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額（「契約者価額」という。）の計算の方法及びその基礎に関する事項 ○契約者配当の計算の方法等 	<p>〔法第5条第1項第4号〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること ○保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的扱いをするものでないと ○内閣府令で定める基準 〔規則第12条〕 ○契約者価額の計算が、保険契約者等にとって不当に不利益なものでないことを

解約返戻金の審査について

書類名	記載事項(抜粋)	法令上の審査基準(抜粋)
保険料及び責任準備金の算出方法書	<p>施行規則第10条</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険料及び責任準備金の計算の方法（計算基礎の係数を含む）に関する事項（第1号及び第2号） ○返戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額（「契約者価額」という。）の計算の方法及びその基礎に関する事項（第3号） 	<p>保険業法第5条第1項第4号</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること ○保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと ○その他内閣府令で定める基準 <p>→ 施行規則第12条第1号</p> <p><u>契約者価額の計算が、保険契約者等にとって不當に不利益なものでないこと</u></p>

(監督指針IV-5-1 保険料(要旨))

- (1) 保険料の算出方法は、公平性等を考慮して、合理的かつ妥当なものとなっているか。
- (2) 保険料については、保険種類間等で、不当な差別的扱いをするものとなっていないか。
- (3) 予定発生率・損害額又は予定解約率等については、基礎データに基づいて合理的に算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。
- (6) 付加保険料（事業費の割増引を含む。）の設定について、（算出方法書に）係数によらずに定性的な表現で記載するときは以下の条件を満たしているか。
 - ① 保険種類間の公平性が損なわれておらず、事業費の支出見込額に対して妥当であるなど適切なレベルとすることを明確にしているか。
 - ② II-2-7-2 (5) ④の趣旨（社内規定等に定める付加保険料の算出方法が合理的かつ妥当なものであること等）を踏まえて、明確に社内規定等で定めることとしているか。
 - ③ (1) (2) の観点を踏まえ、付加保険料の設定に応じ、その重要度を勘案した上で分類した保険種類及び販売経路などの別ごとのモニタリング資料を提出しているか。また、モニタリング資料の基礎となる資料を添付しているか。

(監督指針IV-5-3 契約者価額)

解約返戻金については、支出した事業費及び投資上の損失、保険設計上の仕組み等に照らし、合理的かつ妥当に設定し、保険契約者にとって不當に不利益なものとなっていないか。

解約返戻金の開示について

書類名	記載事項等(抜粋)	法令上の審査基準(抜粋)
事業 方法書	<p>施行規則第8条第1項第3号 <input type="radio"/>被保険者又は保険の目的の選択及び保険契約の締結の手続に関する事項</p> <p>施行規則第8条第1項第4号 <input type="radio"/>保険料の收受並びに保険金及び払い戻される保険料その他の返戻金の支払に関する事項</p> <p>施行規則第8条第1項第5号 <input type="radio"/>保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項</p>	<p>施行規則第11条第6号 <input type="radio"/>保険契約者に対して、第53条第1項第1号から第4号までに定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置が明確に定められていること (注) 第53条1号(運用実績連動型商品)、2号(外貨建商品)、3号(無解約返戻金商品)、4号(転換)</p> <p>施行規則第11条第3号 <input type="radio"/>保険契約の解約による返戻金の開示方法が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること</p>

(監督指針IV—1—9 保険契約者等(顧客を含む。)への説明事項)

低解約返戻金型商品、無選択型商品、マーケット・ヴァリュー・アジャストメント(契約時と解約時の金利差によって生じる運用対象資産の時価変動額を解約返戻金に反映させる仕組み)を利用した商品及び転換に類似する取扱い等については、商品内容等を保険契約者等に十分に説明する方策が講じられているか。

(監督指針IV—1—10 解約返戻金の開示方法)

解約返戻金については、例えば、金額を保険証券等に表示する、計算方法等を約款等に掲載するなど、保険契約者等に明瞭に開示するための措置を講じているか。

(監督指針II—3—3—2 (2) 生命保険契約の締結及び保険募集：法第300条第1項第1号関係)

- ① 保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げる場合は、保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行われているか。
 - ② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。
- なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。

- ア. 「契約概要」の項目 (コ) 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項
- イ. 「注意喚起情報」の項目 (キ) 解約と解約返戻金の有無

「基礎書類」の記載事項と審査基準

	記載事項(すべて府令事項)	審査基準(法律事項と府令事項)	
		法律事項	府令事項
事業方法書	<p>規則 8 条</p> <p>1 被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類(再保険を含む。)の区分 2 保険金額及び保険期間に関する事項 3 被保険者又は保険の目的の選択及び保険契約の締結の手続に関する事項 4 保険料の收受並びに保険金及び払い戻される保険料その他の返戻金の支払に関する事項 5 保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項 6 保険契約の特約に関する事項 7 保険約款の規定による貸付けに関する事項 8 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合の取扱いに関する事項</p> <p>(※特別勘定を設ける場合、積立勘定を設ける場合には追加記載事項あり。)</p>	<p>法 5 条 1 項 3 号(事方書と約款で共通)</p> <p>イ 保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者(以下「保険契約者等」という。)の保護に欠けるおそれのないものであること。 ロ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 ハ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。</p> <p>二 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。</p> <p>ホ その他内閣府令で定める基準</p>	<p>規則 11 条</p> <p>1 保険契約の内容が、保険契約者等の需要及び利便に適合した妥当なものであること。 2 保険契約の締結(被保険者の同意を必要とする契約の変更を含む。以下この条において同じ。)又は商法第 677 条第 1 項(同法第 683 条第 1 項において準用する同法第 664 条の規定により準用される場合を含む。)に規定する指定若しくは変更の手続に関し、同法第 674 条(同法第 683 条第 1 項において準用する同法第 664 条の規定により準用される場合及び同法第 677 条第 2 項(同法第 683 条第 1 項において準用する同法第 664 条の規定により準用される場合を含む。)の規定により準用される場合を含む。)に規定する保険契約に係る同意の方式が、被保険者の書面により同意する方式その他これに準じた方式であり、かつ、当該同意の方式が明瞭に定められていること。</p> <p>2 の 2 電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手続を行うものについては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者(当該保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。)の身体の状況の確認、契約内容の説明、情報管理その他当該手続の遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務の的確な運営が確保されるための適切な措置が講じられていること。</p> <p>3 保険契約の解約による返戻金の開示方法が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること。</p> <p>3 の 2 次に掲げる保険契約のうち、令第 45 条第 1 号から第 4 号までに掲げる場合のいずれかに該当するため法第 309 条第 1 項に規定する申込みの撤回等を行うことができないものにあっては、特定早期解約(保険契約の解約のうち、当該保険契約の成立の日又はこれに近接する日から起算して 10 日以上の一定の日数を経過するまでの間に限り、解約により保険契約者に払い戻される返戻金の計算に際して、契約者価額から控除する金額を零とし、及び当該保険契約に係る費用として保険料から控除した金額の全額を契約者価額に加算するものをいう。)を行うことができる旨の定めがあること。ただし、法第 309 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる場合若しくは令第 45 条第 5 号から第 8 号までに掲げる場合のいずれかに該当するため当該申込みの撤回等を行うことができない場合、又は令第 45 条第 1 号から第 4 号までに掲げる場合のいずれかに該当する場合において当該保険会社が当該申込みの撤回等に応じる旨の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>イ 第 74 条各号に掲げる保険契約 ロ 解約による返戻金の額が、金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第 2 条第 14 項に規定する金融商品市場をいう。)における相場その他の指標に係る変動により保険料の合計額を下回ることとなるおそれがある保険契約(イに掲げるものを除く。) ハ 保険金、返戻金その他の給付金(以下「保険金等」という。)の額を外国通貨をもって表示する保険契約(イ又はロに掲げるものを除く。)</p> <p>4 法第 3 条第 4 項第 1 号又は第 2 号に掲げる保険の引受けを行う場合においては、保険金の支払基準及び限度額が適正であること。</p> <p>5 特別勘定又は積立勘定を設ける保険契約にあっては、それらに属する財産の運用に係る体制が適正であること。</p> <p>6 保険契約者に対して、第 53 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置が明確に定められていること。</p>
普通保険約款	<p>規則 9 条</p> <p>1 保険金の支払事由 2 保険契約の無効原因 3 保険者としての保険契約に基づく義務を免れるべき事由 4 保険者としての義務の範囲を定める方法及び履行の時期 5 保険契約者又は被保険者が保険約款に基づく義務の不履行のために受けるべき不利益 6 保険契約の全部又は一部の解除の原因及び当該解除の場合における当事者の有する権利及び義務</p>		

<p>7 契約者配当(法第 114 条第 1 項に規定する契約者配当をいう。)又は社員に対する剰余金の分配を受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲</p>		<p>7 保険会社が保険料率その他の契約内容の全部又は一部を変更(保険契約の内容の追加又は削除及び保険契約の全部又は一部の解除を含む。)することができることを約した保険契約にあっては、次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 保険契約の内容が変更されることがある場合の要件、変更箇所、変更内容及び保険契約者に内容の変更を通知する時期が明確に定められていること。この場合において、第三分野保険の保険契約で基礎率変更権(保険契約締結時の保険料計算の基礎となる保険事故発生率(以下「予定発生率」という。))について、実際の保険事故発生率(以下「実績発生率」という。)が保険契約締結時の予測と相違し又は今後明らかに相違することが予測されるため、予定発生率を変更して保険料又は保険金の額の変更を行う権利のことをいう。以下同じ。)に関する規定を法第 4 条第 2 項第 3 号に掲げる書類に記載する場合は、予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標を基に、当該基礎率変更権の行使に係る法第 123 条第 1 項の規定に基づく認可を申請することができる基準(第 53 条第 1 項第 7 号の 2 及び第 7 号の 3 において「基礎率変更権行使基準」という。)を明確に定めていること。 ロ 保険会社が保険契約者に対して、保険契約の内容の変更を通知した場合、当該保険契約者等が不利益を受けることなく当該保険契約を将来に向かって解除できること。 <p>規則 53 条</p> <p>保険会社は、法第百条の二 の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約(第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。)の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置 イ 特別勘定に属する資産(以下の号、第五号及び第六号において「資産」という。)の種類及びその評価の方法 ロ 資産の運用方針 ハ 資産の運用実績により将来における保険金等の額が不確定であること。 二 保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約(第八十三条第三号に掲げる保険契約のうち、事業者(法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。)を保険契約者とするものを除く。)の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、保険金等の支払時における外貨為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額が、保険契約時における外貨為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額を下回る場合があることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置 三 保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約による返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置 四 既に締結されている保険契約(以下の号において「既契約」という。)を消滅させると同時に、既契約の責任準備金(第十条第二号の規定にかかるわらず、被保険者のために積み立てられている額をいう。以下この号において同じ。)、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を、新たに締結する保険契約(以下この号において「新契約」という。)の責任準備金又は保険料に充当することによって成立する保険契約(既契約と新契約の被保険者が同一人を含む場合に限る。)の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付(イに定める事項の記載にあっては、既契約と新契約が対比できる方法による。)により、説明を行うことを確保するための措置 イ 既契約及び新契約に関する保険の種類、保険金額、保険期間、保険料(普通保険約款及び給付のある主要な特約ごとに記載するものとする。)、保険料払込期間その他保険契約に関して重要な事項 ロ 既契約を継続したまま保障内容を見直す方法がある事実及びその方法
--	--	--

保 險 料 及 び 責 任 準 備 金 の 算 出 方 法 書	規則 10 条 ※ 生保の場合、1-6号、8号、 損保の場合、1-4号、6-8号	法 5 条 1 項 4 号	規則 12 条
	1 保険料の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)に関する事項	イ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。 ロ 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。	1 契約者価額の計算が、保険契約者等にとって不當に不利益なものでないこと。 2 当該書類に記載された事項(保険料に係る部分を除く。)に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
	2 責任準備金(法第116条第1項の責任準備金をいう。)の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)に関する事項		3 自動車の運行に係る保険(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第五条(責任保険又は責任共済の契約の締結強制)の自動車損害賠償責任保険を除く。)の引受けを行う場合においては、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。
	3 <u>返戻金の額</u> その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額(以下「契約者価額」という。)の計算の方法及びその基礎に関する事項	ハ その他内閣府令で定める基準	イ 純保険料率の算出につき危険要因を用いる場合には、次に掲げるいずれかの危険要因により、又はそれらの危険要因の併用によること。 (1) 年齢 (2) 性別 (3) 運転歴 (4) 営業用、自家用その他自動車の使用目的 (5) 年間走行距離その他自動車の使用状況 (6) 地域 (7) 自動車の種別 (8) 自動車の安全装置の有無 (9) 自動車の所有台数
	4 第30条の5第1項第1号の社員配当準備金又は第64条第1項の契約者配当準備金及び社員に対する剰余金の分配又は契約者配当の計算の方法に関する事項		ロ イに規定する危険要因による純保険料率の格差が統計及び保険数理に基づき定められていること。
	5 未収保険料の計上に関する事項		ハ イに規定する年齢、性別及び地域に係る純保険料率が、別表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる要件を満たすものであること。
	6 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合における計算の方法に関する事項		二 法第4条第2項第4号に規定する書類に、免許に係る保険料を中心とした一定範囲内で保険料を修正することを記載する場合には、その範囲が免許に係る保険料に対し、千分の百二十五を乗じたものを加えたもの又は減じたものを、それぞれ上限又は下限とするものであること。
	7 純保険料(保険料のうち将来の保険金の支払に充てられると見込まれるものという。)に関する事項		
	8 その他保険数理に関する必要な事項		